

原規規発第2005134号
令和2年5月13日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 殿

原子力規制委員会

柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）について

令和元年10月31日付け原管発官R1第133号（令和2年2月21日付け原管発官R1第199号及び同年4月1日付け原管発官R2第8号をもって一部補正）をもって、申請のあった上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、許可します。